

秘
無期限

秘密指定解除
公文書監理室

アジア局長

参事官

参事官

技術協力課長

北東アジア課長

韓国人被爆者の医療問題

43.9.12

北東アジア課

12日、本件に関し連絡会と厚生省との

問題用い云。

~~問題~~。(厚生省より公衆衛生局企画
が要旨のとおり。)

課長及び北東課長と在。外務省より。

北東アジア課長及び松本打・呼川事務官と在)

要北長より。日韓会議の際にも請求権

の問題として韓国側よりとりあげられ

んとしては、外科等、過去のいきさつを

説明するとともに、現在、表向の

これは、内容は存在しない
問題~~は無い~~が、外務省として、原爆

病で苦しんでいる人の医療は人道問

題であり、日韓親善の立場から

もプラスであるので検討していま

たいと説明した。

企画課長 本件 閣下 外務省より

連絡をいたしてあり大御前様

している。~~厚労省としては~~

現在北防省として具体的に何が
考えておられるか。

重比長 日本人医師を向うに派遣し

たり、患者を日本に受け入れること

は問題があるので、コロナウイルス

の医療協力の枠内で韓国へ

医師を日本で訓練することを考

えている。

企画課長 厚労省としては、市井が

原爆医療関係国内法に關係して

くる場合と、医師作りのための機
関等の問題で関係があるわけだ

が、案件実施するや否やの方針は

外務省で決定されること思う。

決まり次第厚労省としては協力

していきたい。

西比長、外務省としては現状のところ

上記のえほでやりたいと云えてい

る。案件軌道にのれば当課より

技術協力課に主管を移した

いと返している。今後ともF3LC

お返しいた。